5　締約国による一又は一連の措置がその目的に照らして著しく厳しい場合又は著しく均衡を失する場合等極めて限られた場合を除くほか、正当な公共の福祉の目的（例えば、公衆衛生、安全及び環境）を保護するために締約国が立案し、及び適用する差別的でない規制措置は、間接的な収用を構成しない。

附属書Ⅳ　金融サービス

1　この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。

注釈　「信用秩序の維持」には、個々の金融機関の安全性、健全性又は安定性の維持を含むことが了解される。

2　締約国は、3の規定を害さないことを条件として、金融政策及び為替政策を遂行するために一般に適用される差別的でない措置をとることを妨げられない。

3　締約国が1及び2の規定に基づいてとる措置は、この協定に適合しない場合には、この協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。

4　第二十条の規定は、金融サービスに関連する紛争については、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分又は一方の締約国の投資家が他方の締約国の区域内において当該他方の締約国の法令に従って既に設立し、取得し、若しくは拡張した投資財産に影響を及ぼす事項に関する紛争についてのみ適用する。

5　第二十一条の規定は、紛争投資家の投資財産又は投資活動であって金融サービスに係るものに関する投資紛争については、紛争締約国の区域内において紛争締約国の法令に従って既に設立され、取得され、又は拡張された投資財産及びそのような投資財産に関連する投資活動に関する投資紛争についてのみ適用する。

6　この附属書の規定の下で生ずる紛争のために第二十条の規定により設置される仲裁委員会又は第二十一条の規定により設置される仲裁裁判所は、金融サービスに関する法律又は実務（金融機関に関する法令を含む。）についての専門知識又は経験を有する仲裁人によってのみ構成する。

7　第二十条の規定に基づく仲裁委員会又は第二十一条の規定に基づく仲裁裁判所に付託され、締約国がこの附属書の1又は2の規定を抗弁として援用するいかなる紛争についても、当該仲裁委員会又は当該仲裁裁判所は、両締約国の権限のある金融当局に対し、当該紛争の原因である当該締約国による措置が当該規定に規定する措置に含まれるか否かに係る事案についての決定を行うよう要求する。この決定は、当該仲裁委員会又は当該仲裁裁判所を拘束するものであり、当該仲裁委員会又は当該仲裁裁判所からの要請が受領されてから九十日の期間内に行われる。権限のある金融当局が九十日以内に当該決定を行うことができない場合には、当該事案は、当該仲裁委員会又は当該仲裁裁判所により解決される。

注釈　この7の規定の適用上、「権限のある金融当局」とは、

(i)　日本国については、金融庁長官又は権限を与えられたその代理者をいう。ただし、金融庁長官又は権限を与えられたその代理者は、外務大臣又は権限を与えられたその代理者と協議の上、事案を検討する。

(ii)　ウルグアイ東方共和国については、経済財務大臣又は権限を与えられたその代理者及びウルグアイ中央銀行総裁又は権限を与えられたその代理者をいう。

8　「金融サービス」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ｂサービスの貿易に関する一般協定の金融サービスに関する附属書5(a)において定義される用語と同一の意味を有する。

外務大臣　岸田　文雄
内閣総理大臣　安倍　晋三

（右条約の英文）

AGREEMENT BETWEEN
JAPAN AND THE ORIENTAL REPUBLIC OF URUGUAY
FOR THE LIBERALIZATION,
PROMOTION AND PROTECTION OF INVESTMENT

Japan and the Oriental Republic of Uruguay
(hereinafter referred to as "the Contracting Parties"),

Desiring to further promote investment in order to strengthen the economic relationship between the Contracting Parties;

Intending to further create stable, equitable, favorable and transparent conditions for greater investment by investors of one Contracting Party in the Area of the other Contracting Party, based on the principles of equality and mutual benefit;

Recognizing the growing importance of the progressive liberalization of investment for stimulating initiative of investors and for promoting prosperity and mutually favorable business environment in the Contracting Parties;

Recognizing that these objectives can be achieved without relaxing health, safety and environmental measures of general application; and

Recognizing the importance of the cooperative relationship between labor and management in promoting investment between the Contracting Parties;

Have agreed as follows:

Article 1
Definitions

For the purposes of this Agreement:

(a)　the term "investment" means every kind of asset owned or controlled, directly or indirectly, by an investor, which has the characteristics of an investment, such as the commitment of capital or other resources, the expectation of gain or profit, or the assumption of risk, including:

(i)　an enterprise and a branch of an enterprise;